

議案第 23 号

松阪市高齢者生活福祉センター条例の一部改正について

松阪市高齢者生活福祉センター条例（平成 17 年松阪市条例第 337 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

松阪市高齢者生活福祉センター条例（平成 17 年松阪市条例第 337 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表「松阪市飯南高齢者生活福祉センター」の項を削る。

別表中「健康教育指導室」を削り、「母子及び」の次に、「父子並びに」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（「母子及び」の次に「父子並びに」を加える改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。